

学校法人上野学園
上野学園短期大学
機関別評価結果

令和 7 年 3 月 14 日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

上野学園短期大学の概要

設置者 学校法人 上野学園
理事長 石橋 香苗
学長 石橋 香苗
A L O 内田 有一
開設年月日 昭和 27 年 4 月 1 日
所在地 東京都台東区東上野 4-24-12

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
音楽科		50
	合計	50

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	音楽専攻	10
	合計	10

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

上野学園短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年7月24日付で上野学園短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は「自覚」であり、教育理念・理想を明確に示しており、教学マネジメント組織委員会が定期的な確認を行い、学生便覧や学校案内、ウェブサイトを通じて内外に表明されている。

地域・社会に向けて「草加市民のための音楽教養講座」、「国際ハープフェスティバル」の実施、生涯学習活動や地域でのボランティア演奏など、地方公共団体、教育機関と連携し、社会貢献に努めている。

教育目的は、建学の精神に基づき、学則に定められ、学内外に表明している。学習成果の獲得へ向けた具体的な取組みとして、クリティカル・シンキング手法によるグループプレッセンや、学生による「学修成果に関する記録」を実施している。三つの方針は、組織的議論を重ね、建学の精神に基づき一体的に策定されており、学校案内やウェブサイトで公表されている。

自己点検・評価活動については、規程に基づき自己点検・評価委員会が設置され、その活動には全教職員が関与するとともに、自己点検・評価報告書を作成し、ウェブサイトで公表している。

卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応しており、学生便覧やウェブサイトで学内外に周知されている。教育課程は教育課程編成・実施の方針に従って体系的に編成され、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを整備している。入学者受入れの方針は、ウェブサイト等で周知し、入学者選抜試験要項に明確に示されている。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針との対応関係を明確にしており、科目レベルではシラバスに各授業科目の到達目標、成績評価の基準・方法が明示されている。学習成果の獲得状況は、量的データとしてのGPA、単位修得、学位取得、資格取得や、質的データとしての授業評価アンケートや「学修成果に関する記録」などにより測定・評価している。

学生支援として、入学前教育、クラス分けテストの実施や、基礎学力が不足する学生に対する補習授業科目の開講など、学習成果の獲得に向けた支援が組織的に行われている。学生生活における学生が抱える様々な問題や悩みは、実技担当教員をはじめ全教職員で対応し、内容によっては短大事務部の職員と学生委員が相談にあたっている。就職・進学支

援のためのキャリア支援センターを設置し、キャリアカウンセラーが常駐して個別指導を行っている。

教育課程編成・実施の方針に基づき、教員組織が整備され、教員数は短期大学設置基準を充足している。教員の研究活動に関する規程は整備され、教育研究活動において成果を上げている。FD・SD活動は、それぞれの委員会を中心に規程に基づき、研修会等を実施し、全教職員で専門的な職能の向上を図っている。

事務組織は組織運営規程等により責任体制を明確にし、事務関係諸規程に基づき組織編成及び職員の配置が適切になされ、事務職員はOJTや研修会等により、資質向上に努めている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、バリアフリー対策として、点字ブロック等を設置している。講義室や合奏・合唱のためのスタジオ等が教育課程編成・実施の方針に基づき整備されており、授業に必要な機器・備品を整備している。図書館には専任の司書を配置しており、蔵書数、座席数ともに適切である。教育課程編成・実施の方針に基づいて学内LANや情報処理室等の技術的資源を整備している。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の今後の展望における行動計画を示し、学校法人運営全般にリーダーシップを発揮している。理事会は、私立学校法の規定に基づき選任された理事により構成され、寄附行為に基づき開催されており、学校法人の意思決定機関として運営されている。ただし、評価の過程で、令和6年度の短期大学の名称変更に伴う諸規程の改定が完了していないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学長は理事長が兼任し、教学運営の責任者として最終的な判断を行い、短期大学の向上・充実に向けて努力している。また、教授会規程に基づき教授会を開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として運営している。ただし、評価の過程で、教授会の意見を聴くべき学生の学籍異動が報告事項になっており、また、他の短期大学等で修得した単位の認定が学長決裁により行われているという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、寄附行為に基づいて、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査しており、理事会及び評議員会に出席して必要に応じて意見を述べている。評議員会は理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されており、寄附行為に基づいて開催され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。ただし、情報の公表・公開については、評価の過程で、寄附行為、役員名簿及び役員に対する報酬等の支給の基準が公表されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判

定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準I 建学の精神と教育の効果

[テーマA 建学の精神]

- 草加市、草加市文化協会、日本ハープ協会との連携により、平成元年から「国際ハープフェスティバル」を共催しており、地域の文化振興や、日本におけるハープ音楽の発展に貢献している。
- 「上野学園吹奏楽指導者認定プログラム」を開講し、在校生に対して教育課程と連動した形で吹奏楽に関する指導者資格の認定を行い、小学校・中学校・高等学校における部活動の地域移行により求められる、部活動指導員を育成している。

基準II 教育課程と学生支援

[テーマA 教育課程]

- 授業科目「専門実技」において、専門実技の個人レッスンの学習に加え、「グループレッスン」を導入し、他者の意見を受け入れ、熟考する力を育てることで様々な価値観に触れる機会を提供している。

基準III 教育資源と財的資源

[テーマB 物的資源]

- 楽器室では、ピアノのほかにチェンバロ等の鍵盤楽器、管弦打古楽器、箏等の邦楽器を有し、楽器室に事務職員を配置し、学生への貸出し、相談に応じている。また、楽器展示室にはヨーロッパの貴重な古楽器が展示されており、教育研究活動にも活用されている。
- 図書館では、アニバーサリーアイマーの作曲家や楽譜を特集して紹介しているほか、展示コーナーに司書の企画の資料紹介をするなど、学生の興味を引き、学習に役立てる工夫をしている。また、図書館は校舎の最上階に配置されており、眺望が良くゆっくり読書できるよう、ソファ・スペースも設けられており、学習環境が充実している。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準III 教育資源と財的資源

[テーマB 物的資源]

- 防災訓練については、短期大学において学生参加の訓練を実施することが望まれる。

[テーマD 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人上野学園 経営改善計画 令和3年度～令和7年度(5ヵ年)」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準IV リーダーシップとガバナンス

[テーマA 理事長のリーダーシップ]

- 経理規程において、予算の基本方針は理事会が決定すると規定されているにもかかわらず、理事会において審議されていないため、改善が望まれる。

[テーマC ガバナンス]

- 監事による監査報告書が、「理事の業務執行状況」とすべきところ、「理事の財産の状況」と記載されていたため、私立学校法の規定に従って、正確に記載することが必要である。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準IV リーダーシップとガバナンス

[テーマA 理事長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、令和6年度の短期大学の名称変更に伴い、本来行われるべき諸規程の改定が完了していないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとって適切な管理運営に取り組まれたい。

[テーマB 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、教授会の意見を聴くべき事項のうち、退学等の学生の学籍異動が報告事項になっている、また、他の短期大学等で修得した単位の認定が学長決裁により行われているという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとって適切な教授会運営に取り組まれたい。

[テーマC ガバナンス]

- 評価の過程で、私立学校法において公表が義務付けられている寄附行為、役員名簿及び役員に対する報酬等の支給の基準が公表されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令遵守の下、自己点検・評価を適切に行い、より充実した情報の公表・公開に取り組まれたい。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基 準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は「自覚」であり、教育理念・理想を明確に示しており、教育基本法に基づいた公共性を有している。建学の精神は、学生のためのハンドブック（学生便覧）や学校案内、ウェブサイト等を通じて内外に表明されているほか、必修授業科目「初年次プログラム」で学長が直接、学生に説明するなど、適切な機会を通して共有されている。建学の精神については、教学マネジメント組織委員会が定期的に検討・確認を行っている。

地域・社会に向けて、「草加市民のための音楽教養講座」、「国際ハープフェスティバル」の実施、生涯学習活動や地域でのボランティア演奏など、地方公共団体、教育機関と連携し、社会貢献に努めている。また、在校生向けの独自の資格である「上野学園吹奏楽指導者認定プログラム」を開講し、教育課程と連動した形で吹奏楽に関する指導者資格の認定を行い、小学校・中学校・高等学校における部活動の地域移行により求められる、部活動指導員を育成している。

短期大学の教育目的は、建学の精神に基づき、学則に定められ、学科の各専門の教育目的とともにウェブサイトや学生便覧等で学内外に表明している。卒業生や就職先への聞き取り調査を行い、学科の教育目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検を行っている。

学習成果は、建学の精神に基づき定められ、ウェブサイトで公表されているが、学生便覧に記載されていないなど、学内外への表明の工夫及び定期的な点検方法が今後の課題である。学習成果の獲得へ向けた具体的な取組みとして、グループレッスンによるクリティカル・シンキングの手法や、2年間の学習成果とその過程における気付きを記録する「学修成果に関する記録」を導入しており、学生へのフィードバックを含め充実したものになることが期待される。

三つの方針は、組織的議論を重ね、建学の精神に基づき一体的に策定されており、学校案内、ウェブサイト等で公表している。

自己点検・評価を実施するにあたり、規程に基づき、自己点検・評価委員会が設置されている。自己点検・評価活動には全教職員が関与し、自己点検・評価報告書を作成するとともに、ウェブサイトで公表している。また、併設の高等学校等との連携を図り、関係者からの意見聴取も取り入れ、自己点検・評価に生かしている。

教育の質保証に関しては、アセスメント・ポリシー「学修成果の評価の方針」を定め、

三つの方針を基に学習成果の獲得状況を検証し、教育活動の見直しを行っている。授業評価については、FD 委員会が授業評価アンケートを、また、IR 委員会が新入生アンケート、学生生活実態調査、卒業生アンケートをそれぞれ主管し、それらの調査の結果を基に学科長・主任会議で改善点等を検討するなど、内部質保証の PDCA サイクルに反映させている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応しており、学生便覧やウェブサイトで学内外に周知されている。教育課程は教育課程編成・実施の方針に従って体系的に編成されており、卒業認定・学位授与の方針と教育課程の関係性を示すカリキュラム・マップと、その体系性・系統性を示すカリキュラム・ツリーを整備している。単位の実質化を図るため、年間において履修登録できる単位数の上限を学則に定めている。

教育課程編成・実施の方針及び短期大学設置基準に基づき、教養科目が設けられている。教学的な見方・考え方が実社会における問題解決において不可欠な資質・能力であることを踏まえ、機器の操作だけでなくデータサイエンスの要素を取り入れた「情報とデータサイエンス」が開設されている。教養教育の効果の把握は、科目担当教員による学習成果の評価や授業アンケート結果等からなされている。職業教育では、資格・免許取得のための養成課程等が設けられその実施体制が明確であり、職業教育の効果の測定・評価は、キャリア支援センター委員会で進捗状況と対策、振り返りを行っている。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応し、入学前の学習成果の把握・評価が明示されており、入学者選抜試験要項等に明確に示されている。入学者選抜は多様な選抜で、公正かつ適正に行われている。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針との対応関係を明確にしており、科目レベルではシラバスに各授業科目の到達目標、成績評価の基準・方法が明示されている。学習成果の獲得状況は、量的データとして GPA、単位修得、学位取得、資格取得、就職・進学状況などにより測定・評価しており、質的データとしては授業評価アンケートや学生が自身の学習成果を把握することができる「学修成果に関する記録」など、複数の側面から行っている。

卒業後の評価への取組みとして、卒業生とその就職先から聴取した評価の結果はキャリア支援センター委員会で共有され、学習成果の点検及び改善に活用している。

学習支援として、教職員は、施設設備及び技術的資源を有効に活用し、学習成果の獲得に向けた支援を実施している。入学前教育、クラス分けテストの実施や、基礎学力が不足する学生に対する補習授業科目の開講など、学習成果の獲得に向けた支援が組織的に行われており、入学者に対しては、履修指導や学生生活のためのガイダンスを行っている。

学生が抱える様々な問題や悩みは、実技担当教員をはじめ全教職員で対応し、内容によっては短大事務部と学生委員が相談にあたっている。留学生支援、障がい者支援、長期履修学生の受け入れ体制が整えられている。

キャリア支援センターが設置され、資格を持ったキャリアカウンセラーが常駐し、個別指導で就職につなげる体制がとられており、専攻科への進学、大学 3 年次編入学、留学に対する支援体制が整えられている。

基準III 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づき教員組織が整備され、教員数は短期大学設置基準を充足している。教員の採用及び昇任は、「専任教員選考規程」等に基づき、適切に実施されている。教員の研究活動に関する規程等は整備され、専任教員に研究室が割り当てられ、研究・研修等の時間を確保している。研究成果は、毎年度研究紀要が発行されている。FD活動は、FD委員会が主導し、学科長を中心に、専任教員・非常勤教員問わず、全教員がFD活動に取り組める環境を整えている。

事務組織は、組織運営規程等により責任体制が明確であり、事務関係の諸規程に基づき組織編成及び職員の配置が適切になされ、事務職員はOJTや研修会等により、資質向上に努めている。SD活動は、規程に基づきSD委員会を設置し、SD研究会を開催し、短期大学運営の活性化を図っている。教職員の就業に関する規程は整備され、教職員学内共有フォルダで周知している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、バリアフリー対策として、多機能付きトイレ、点字ブロック、音声付きエレベーター等を設置している。講義室や合奏・合唱のためのスタジオ等が教育課程編成・実施の方針に基づき整備されており、授業に必要な機器・備品を整備している。楽器室では、事務職員を配置し、学生への貸出し、相談に応じており、楽器展示室には貴重な古楽器が展示されている。図書館には専任の司書を配置しており、蔵書数、座席数ともに適切であり、アニバーサリーヤーの作曲家や楽譜を特集して紹介しているほか、展示コーナーに司書の企画の資料紹介をするなど、学生の興味を引き、学習に役立てる工夫をしている。

施設設備の維持管理は、規程に基づき適切に行われている。防災対策について定期的な点検・訓練を実施しているが、学生参加の防災訓練を実施することが望まれる。コンピュータシステムは、ファイアウォール等による外部からの不正アクセス等の対策が行われている。省エネルギー対策として、省エネ電球への変更等の工夫をしている。

教育課程編成・実施の方針に基づき、学内LANや情報処理室等の技術的資源を整備している。学生に対しては「情報とデータサイエンス」等の科目を設け、情報技術の向上を図っている。技術的資源の分配は、経営企画室が見直し、予算案策定を行っている。教員は、ITツールを活用し、授業を運営している。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人上野学園 経営改善計画 令和3年度～令和7年度(5カ年)」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準IV リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人を代表しその業務を総理するとともに、今後の展望における行動計画を示し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。理事は私立学校法の規定に基づき適切に選任されており、理

事会は、寄附行為に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として運営されている。なお、令和6年度の短期大学の名称変更に伴い、本来行われるべき諸規程の改定が完了していないかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。ただし、予算の基本方針は理事会が決定すると経理規程に規定されているにもかかわらず、理事会において審議されていないため、改善が望まれる。

学長は理事長が兼任し、教学運営の責任者として最終的な判断を行い、リーダーシップを発揮しており、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。また学長は、教授会規程に基づき教授会を開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として運営している。なお、教授会の意見を聴くべき事項のうち、学生の学籍異動が報告事項になっていた点、また、他の短期大学等で修得した単位の認定が学長決裁により行われていた点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、寄附行為に基づき、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されており、寄附行為に基づいて開催され、理事長を含め役員の諮問機関として運営されている。なお、私立学校法において公表が義務付けられている寄附行為、役員名簿及び役員に対する報酬等の支給の基準が公表されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。